

平成19年5月28日 開会

平成19年5月28日 閉会

佐賀県後期高齢者医療 広域連合議会臨時会会議録

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会事務局

目

次

| | | | |
|--------------------|----|-----------------|----|
| 5月臨時会会期及び議事日程 | 2 | 委員会委員及び同補充員選挙 | 13 |
| 5月臨時会付議事件 | 3 | 議決事件の字句及び数字等の整理 | 14 |
| | | 閉 会 | 14 |
| △ 5月28日(月) | | | |
| 出欠議員氏名 | 5 | | |
| 地方自治法第121条による出席者 | 5 | | |
| 臨時議長紹介 | 6 | | |
| 開 会 | 6 | | |
| 仮議席の指定 | 6 | | |
| 議長選挙 | 6 | | |
| 福井久男議長(就任あいさつ) | 6 | | |
| 議席の指定 | 7 | | |
| 会期の決定 | 7 | | |
| 議事日程 | 7 | | |
| 会議録署名議員の指名 | 7 | | |
| 副議長選挙 | 7 | | |
| 栗山紀平副議長(就任あいさつ) | 7 | | |
| 議員提出議案の上程 | 7 | | |
| 採 決 | 8 | | |
| 議会運営委員会委員の選任 | 8 | | |
| 休 憩 | 8 | | |
| 出欠議員氏名 | 9 | | |
| 地方自治法第121条による出席者 | 9 | | |
| 再 開 | 10 | | |
| 議会運営委員会正副委員長互選結果報告 | 10 | | |
| 継続審査申出書・採決 | 10 | | |
| 議案上程 | 10 | | |
| 採 決 | 10 | | |
| 秀島敏行副広域連合長(選任あいさつ) | 11 | | |
| 田中源一副広域連合長(選任あいさつ) | 11 | | |
| 議案上程 | 11 | | |
| 提案理由説明 | 11 | | |
| 横尾俊彦広域連合長 | 11 | | |
| 議案に対する質疑 | 13 | | |
| 採 決 | 13 | | |
| 追加議案上程 | 13 | | |
| 採 決 | 13 | | |
| 佐賀県後期高齢者医療広域連合選挙管理 | | | |

5 月 臨 時 会

◎ 会 期 1 日 間

議 事 日 程

| 日 次 | 月 日 | 曜 | 議 事 要 項 |
|-----|----------|---|---|
| 1 | 5 月 28 日 | 月 | 午後 3 時開会 仮議席の指定 議長選挙 議席の指定 会期の決定 会議録署名議員の指名 副議長選挙 議会運営委員会委員選任 休憩（議会運営委員会） 提出議案上程 提案理由説明 議案に対する質疑 討 論 採 決 選挙管理委員会委員及び同補充員選挙 閉 会 |

◎ 5月臨時会付議事件

△ 広域連合長提出議案

- 第1号議案 専決処分について
(平成18年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算)
- 第2号議案 専決処分について
(平成19年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算)
- 第3号議案 専決処分について
(佐賀県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例)
- 第4号議案 専決処分について
(佐賀県後期高齢者医療広域連合公告式条例)
- 第5号議案 専決処分について
(佐賀県後期高齢者医療広域連合収入役の事務を広域連合長に兼掌させる条例)
- 第6号議案 専決処分について
(佐賀県後期高齢者医療広域連合情報公開条例)
- 第7号議案 専決処分について
(佐賀県後期高齢者医療広域連合職員定数条例)
- 第8号議案 専決処分について
(佐賀県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例)
- 第9号議案 専決処分について
(佐賀県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例)
- 第10号議案 専決処分について
(佐賀県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬等に関する条例)
- 第11号議案 専決処分について
(佐賀県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例)
- 第12号議案 専決処分について
(佐賀県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例)
- 第13号議案 専決処分について
(佐賀県後期高齢者医療広域連合財政状況の公表に関する条例)
- 第14号議案 専決処分について
(佐賀県後期高齢者医療広域連合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例)
- 第15号議案 専決処分について
(佐賀県後期高齢者医療広域連合長期継続契約に関する条例)
- 第16号議案 専決処分について
(佐賀県後期高齢者医療広域連合課設置条例)
- 第17号議案 専決処分について

- (佐賀県後期高齢者医療広域連合と佐賀県市町村非常勤職員公務災害補償等組合との非常勤公務災害補償等の事務の委託)
- 第18号議案 専決処分について
(佐賀県後期高齢者医療広域連合と佐賀県市町村非常勤職員公務災害補償等組合との非常勤公務災害補償等の事務の委託の廃止)
- 第19号議案 専決処分について
(佐賀県後期高齢者医療広域連合と佐賀県市町総合事務組合との公務災害補償等の事務の委託)
- 第20号議案 専決処分について
(佐賀県後期高齢者医療広域連合指定金融機関の指定)
- 第21号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会の回数を定める条例の制定について
- 第22号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合監査委員に関する条例の制定について
- 第23号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の制定について
- 第24号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について
- 第25号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
- 第26号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
- 第27号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について
- 第28号議案 公平委員会の事務の委託について
- 第29号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について

△ 議員提出議案

- 議員提出議案第1号 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について
- 議員提出議案第2号 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例の制定について
- 議員提出議案第3号 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例の制定について
- 議員提出議案第4号 佐賀県後期高齢者医療広域連合専決処分事項の指定の件について

△ 選挙・選任・継続審査申出書等

- 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議長の選挙について
- 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会副議長の選挙について
- 佐賀県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 議会運営委員会委員の選任について
- 継続審査申出書について(議会運営委員会)
- 議決事件の字句及び数字等の整理について

平成19年5月28日(月) 午後3時 開会

出席議員

| | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1. 坂口 久信 | 2. 白武 悟 | 3. 栗山 紀平 |
| 4. 西原 好文 | 5. 原田 謹吾 | 6. 田代 正昭 |
| 8. 大石 安弘 | 9. 吉富 隆 | 10. 酒井 恵明 |
| 11. 北村 一成 | 12. 御厨 俊幸 | 13. 副島 准一 |
| 14. 高祖 政廣 | 15. 永沼 彰 | 16. 神近 勝彦 |
| 17. 藤村 昌幸 | 18. 小池 幸照 | 19. 杉原 豊喜 |
| 20. 前田 教一 | 21. 古賀 和夫 | 22. 森山 林 |
| 23. 田中 秀和 | 24. 武藤 恭博 | 25. 福井 久男 |

欠席議員

| | | |
|----------|--|--|
| 7. 岩下 孝嗣 | | |
|----------|--|--|

地方自治法第121条による出席者

| | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| 広域連合長 | 横尾 俊彦 | 副広域連合長 | 秀島 敏行 |
| 副広域連合長 | 田中 源一 | 事務局長 | 馬場 俊行 |
| 副事務局長 | 寺町 正利 | 総務課長 | 井邊 正文 |
| 業務課長 | 川副 梅夫 | | |

◎ 臨時議長紹介

○馬場俊行広域連合事務局長

佐賀県後期高齢者医療広域連合設立後、最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、白石町栗山議員が年長の議員でありますので、御紹介申し上げます。

栗山議員、議長席へ御着席願います。

◎ 開 会

○栗山紀平臨時議長

ただいま御紹介いただきました白石町の栗山紀平でございます。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行いますので、皆様方の御協力をお願い申し上げます。

これより佐賀県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事の進行につきましては、佐賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則が制定されておられませんので、今議会に議員提出議案として提案されている会議規則案に準じて進行したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、これより議事進行は佐賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則案によって行います。

◎ 仮議席の指定

○栗山紀平臨時議長

この際、議事の進行上、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

◎ 議長選挙

○栗山紀平臨時議長

これより議長の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、議長選挙の方法は指名推選と決定いたしました。

お諮りいたします。指名推選の方法につきましては、臨時議長において指名することにいたしたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、臨時議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議長に福井久男議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました福井久男議員を佐賀県後期高齢者医療広域連合議会の議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、福井久男議員が佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議長に当選されました。

福井議員が議場におられますので、本席から告知いたします。

[当選告知]

それでは、福井議長、登壇の上、ごあいさつをお願いいたします。

○福井久男議長

一言ごあいさつを申し述べさせていただきます。

今回、皆様方の温かい御支援、御支持によりまして、初代の佐賀県後期高齢者広域連合議会の議長という形の中で御推挙いただきまして、身の引き締まる思いでございます。これにつきましては、佐賀県下23市町の皆様方の県下一体になってやる形でございます。そこの中で25名の議員で構成をさせていただきます。

我々議員は、各市町の住民の代表として公平公正に、そして、皆様方の初めての広域連合議会でございますので、よく頑張っているなという形の中で皆様方の御協力をいただきながら進めてまいりたいと思います。

佐賀県下一つという形の中では初めてでございますので、皆さんの御協力なくしては先に進まないかと思っております。広域連合の形の中で、私たちも議会として切磋琢磨、そして議論を交わしながら、

住民から見て本当にいい形の後期高齢者広域連合議会だと言えるようにやってまいりたいと思います。

そのことについては、議員の皆さん方の本当に和をもって、そしてまた切磋琢磨しながら進めてまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願いします。ありがとうございます。（拍手）

○栗山紀平臨時議長

これで臨時議長の職務を終わりましたので、議長と交代をいたします。皆様方の御協力、まことにありがとうございました。（拍手）

〔議長交代〕

◎ 議席の指定

○福井久男議長

それでは、ただいまから議席の指定を行います。議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長においてお手元に配付いたしております議席表のとおり、それぞれ指定いたします。

◎ 会期の決定

○福井久男議長

次に、会期の決定を議題といたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定をいたしました。

◎ 議事日程

○福井久男議長

次に、議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおり進行いたしたいと存じます。

◎ 会議録署名議員の指名

○福井久男議長

次に、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、議長において坂口議員及び白武議員を指名いたします。

◎ 副議長選挙

○福井久男議長

次に、副議長の選挙を行います。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選に決定をいたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会副議長に、栗山紀平議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました栗山紀平議員を佐賀県後期高齢者医療広域連合議会副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、栗山紀平議員が佐賀県後期高齢者医療広域連合議会副議長に当選されました。

栗山議員が議場におられますので、本席から告知いたします。

〔当選告知〕

それでは、栗山副議長、登壇の上、ごあいさつをお願いいたします。

○栗山紀平副議長

ただいま推薦をいただきました栗山でございます。浅学非才ではありますが、議長を補佐し、一生懸命皆様方と力を合わせてこの難局を乗り切りたいと思います。

皆様方の御協力を切にお願い申し上げまして、甚だ粗辞でございますけれども、ごあいさつにさせていただきます。

きょうはありがとうございました。（拍手）

◎ 議員提出議案の上程

○福井久男議長

次に、お手元に配付いたしておりますとおり、御厨議員外2名提出による議員提出議案第1号から第4号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について、佐賀県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例の制定について、佐賀県後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例の

制定について、佐賀県後期高齢者医療広域連合長専決処分事項の指定の件について、以上4件が提出されておりますので、日程に追加し、一括して議題といたします。

お諮りいたします。ただいまの第1号から第4号議案は、議案の朗読、提案理由説明、質疑はこれを省略したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、議案の朗読、提案理由説明、質疑はこれを省略することに決定いたしました。

これより討論に入りますが、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、これをもって討論は終結いたします。

◎ 採 決

○福井久男議長

これより採決いたします。

まず、第1号議案を採決いたします。第1号議案は原案を可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、第1号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第2号議案を採決いたします。第2号議案は原案を可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第3号議案を採決いたします。第3号議案は原案を可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第4号議案を採決いたします。第4号議案は原案を可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

◎議会運営委員会委員の選任

○福井久男議長

次に、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、武藤恭博議員、北村一成議員、田中秀和議員、田代正昭議員、森山林議員、酒井恵明議員、杉原豊喜議員、原田謹吾議員、小池幸照議員、白武悟議員、以上10名を指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、指名いたしましたとおり議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま可決されました議員提出議案の公布行為などのため、しばらく休憩をいたしたいと思います。

午後3時17分 休 憩

平成19年5月28日(月)

午後3時36分

再開

出席議員

| | | |
|----------|----------|----------|
| 1. 坂口久信 | 2. 白武悟 | 3. 栗山紀平 |
| 4. 西原好文 | 5. 原田謹吾 | 6. 田代正昭 |
| 8. 大石安弘 | 9. 吉富隆 | 10. 酒井恵明 |
| 11. 北村一成 | 12. 御厨俊幸 | 13. 副島准一 |
| 14. 高祖政廣 | 15. 永沼彰 | 16. 神近勝彦 |
| 17. 藤村昌幸 | 18. 小池幸照 | 19. 杉原豊喜 |
| 20. 前田教一 | 21. 古賀和夫 | 22. 森山林 |
| 23. 田中秀和 | 24. 武藤恭博 | 25. 福井久男 |

欠席議員

| | | |
|---------|--|--|
| 7. 岩下孝嗣 | | |
|---------|--|--|

地方自治法第121条による出席者

| | | | |
|--------|------|--------|------|
| 広域連合長 | 横尾俊彦 | 副広域連合長 | 秀島敏行 |
| 副広域連合長 | 田中源一 | 事務局長 | 馬場俊行 |
| 副事務局長 | 寺町正利 | 総務課長 | 井邊正文 |
| 業務課長 | 川副梅夫 | | |

○福井久男議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 議会運営委員会正副委員長互選
結果報告

○福井久男議長

この際、報告をいたします。

ただいまの休憩中に議会運営委員会が開かれ、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告を受けましたので、発表いたします。

議会運営委員会委員長、田代議員、副委員長、森山議員、以上のとおりでございます。

◎ 継続審査申出書・採決

○福井久男議長

ここで、お手元に配付いたしておりますとおり、会議規則第103条の規定により、議会運営委員会委員長から閉会中の継続審査の申し出がありましたので、日程に追加し、これを議題といたします。

継続審査申出書

当委員会は、審査中の事件について、下記により委員の任期まで閉会中もお継続審査を要するものと決定したため、佐賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第103条の規定により申し出ます。

記

1. 事件

- (1) 議会の運営に関すること
- (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関すること
- (3) 議長の諮問に関すること

2. 理由

内容及びその重大性よりして、なお検討調査を要するため

平成19年5月28日

議会運営委員長

田代正昭

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議長

福井久男様

○福井久男議長

議会運営委員長申し出どおり、議会運営委員会

委員の任期中、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長申し出どおり、議会運営委員会委員の任期中、閉会中も継続して審査することに決定いたしました。

◎ 議案上程

○福井久男議長

次に、日程により、第25号及び第26号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について、並びに第27号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてを一括して議題といたします。

お諮りいたします。以上の諸議案は、議案の朗読、提案理由説明、質疑はこれを省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、議案の朗読、提案理由説明、質疑はこれを省略することに決定いたしました。

これより討論に入りますが、討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、これをもって討論を終結いたします。

◎ 採決

○福井久男議長

これより採決いたします。

まず、第25号議案について採決いたします。第25号議案は原案に同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、第25号議案は原案に同意されました。

次に、第26号議案について採決いたします。第26号議案は原案に同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、第26号議案は原案に同意されました。

次に、第27号議案について採決いたします。第

27号議案は原案に同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、第27号議案は原案に同意されました。

ここで、秀島副広域連合長、田中副広域連合長の出席を求めます。

〔副広域連合長入場・着席〕

それでは、副広域連合長のごあいさつをお願いします。まず、秀島敏行副広域連合長の登壇をお願いいたします。

○秀島敏行副広域連合長

ただいま副連合長として選任いただきました佐賀市の市長の秀島でございます。よろしく願いいたします。

高齢化が進む中で新しい制度が来年から発足するというところでございますが、なかなか国の方も十分な準備期間も置けなくて、走りながら考えているというような部分も、少しやゆ過ぎるかもわかりませんが、そういう部分が見受けられまして、事務局の人たちも大変だというふうに私たちも日ごろから感じさせられているところであります。

しかし、来年の4月というのは待ったなしの時期でございますので、勝手なことを言うわけにもいきませんので、事務局とあわせまして連合長を補佐して、十分間に合うように頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

（拍手）

○福井久男議長

続きまして、田中源一副広域連合長、ごあいさつをお願いします。

○田中源一副広域連合長

ただいま副連合長に承認をいただきました江北町長の田中でございます。

49市町村あったのが、10市13町という小さな団体になりましたけれども、町村としても町村の代表として、横尾連合長を補佐しながら、精いっぱい頑張っていきたいと思っております。

どうか皆さん方の御指導と御協力を心からお願いを申し上げまして、あいさつとさせていただきますと思います。どうぞよろしく願いいたします。

す。（拍手）

◎ 議案上程

○福井久男議長

次に、第1号から第20号議案 専決処分について、及び第21号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会の回数を定める条例の制定について、第22号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合監査委員に関する条例の制定について、第23号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の制定について、第24号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について、第28号議案 公平委員会の事務の委託についてを一括して議題といたします。

◎ 提案理由説明

○福井久男議長

議案の朗読はこれを省略し、直ちに上程諸議案に対する提案理由の説明を求めます。

○横尾俊彦広域連合長

議案の提案理由を説明申し上げます前に、一言ごあいさつを申し上げます。

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の皆様におかれましては、それぞれの市・町の議会において議員として選出をされ、当広域連合の運営に御参画いただけますこと、大変感謝を申し上げますとともに、この運びに心からお祝いを申し上げますと思います。

私は、一足先に発足をいたしました後期高齢者に関する広域連合の発足、2月1日に広域連合長に選出をされまして、その職務を担当させていただいているところであります。

平成20年4月の後期高齢者医療制度の開始までの期間の短さ、あるいは保険料負担の案件など、さまざまな課題に対応する必要もあり、広域連合長の責務の重大さを改めて痛感をいたしているところでございます。

これらの課題の解決に向け、構成いただいております市や町と一体となって、制度発足の日を無事に迎えることができるよう全力を尽くしてまいりたいと考えております。

どうか今後とも、広域連合議会の議員の皆様

御指導、御鞭撻を心からよろしくお願い申し上げます。

以上であいさつとさせていただきます、早速、議案説明をさせていただきます。

第1号議案から第20号議案につきましては、今まで議会が成立しておりませんでしたので、当広域連合事務局運営に必要な予算及び条例等を地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したもので、同条第3項の規定により御報告を申し上げ、御承認を求めるものでございます。

その主なものとしましては、平成19年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算として5億1,216万5,000円を措置させていただいております。

主な歳入といたしましては、構成市町からの負担金4億8,174万7,000円、また、国庫補助金3,041万5,000円を見込んでおります。

また、歳出の主な経費といたしましては、議会費が417万8,000円、総務費が113万5,000円、民生費5億575万2,000円などであります。

民生費のうち主なものとしましては、電算システムの委託料2億8,912万8,000円、構成市町からの派遣職員の給与に対する負担金が1億5,635万5,000円を計上させていただいております。

また、主な条例といたしましては、佐賀県後期高齢者医療広域連合職員定数条例において、職員の定数を36名と定め、佐賀県後期高齢者医療広域連合課設置条例において、総務課と業務課を置くこととしたこととでございます。

また、指定金融機関につきましては、佐賀銀行を指定いたしております。

次に、第21号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会の回数を定める条例についてであります。

本条例につきましては、地方自治法第102条第2項の規定により、議会の定例会の回数は条例で定める必要があるため、提案するものでございます。

本条例の主な内容は、定例会の回数を年2回とすることと、定例会の招集時期は広域連合長が別に定めるといたしております。

次に、第22号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合監査委員に関する条例についてであります。

本条例については、地方自治法第202条の規定により、監査委員に関し必要な事項は条例で定める必要があるため、提案するものであります。

本条例の主な内容は、監査委員に事務局を置くことができることとし、監査委員が行う公表は当広域連合公告式条例の例によることといたしたこと、また、必要な事項は監査委員が定めるといたしたこととであります。

次に、第23号議案は、佐賀県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例についてであります。

本条例につきましては、これから構成市町より対象となります住民の皆様に関する情報の提供を受け、当広域連合においても新たに個人情報を保有することとなりますため、その個人情報の適正な取り扱いについて定めるものであります。

本条例の主な内容といたしましては、当広域連合の実施機関における個人情報の保有について、所掌事務の遂行に必要な場合に限るとしたこと、また、法令等に基づく場合を除き、利用及び提供を制限したこと、さらに開示請求権、訂正請求権及び利用停止請求権の規定を置いたこと、そして、個人情報保護審査会の規定を置いたことなどでございます。

次に、第24号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例についてであります。

本条例については、地方自治法第203条第5項の規定により、議会の議員に対する報酬及び費用弁償の額は条例で定める必要がありますため、提案するものであります。

本条例の主な内容は、議長、副議長、議員の年額報酬をおのおの定めたこと、広域連合議会の開催場所から議員の住所地までの距離区分に応じた費用弁償の額を定めたこと、また、年額報酬は当該年度末月に支給するなどの支給方法を定める内容としております。

また、第28号議案につきましては、地方公務員法第7条第4項の規定に基づき、公平委員会の事務を佐賀県に委託するため、佐賀県と規約を結ぶ

ものでございます。

これらの議案につきましては、それぞれの議案に提案理由を略記いたしておりますので、これによりまして御了解をいただきたいと存じます。

よろしくお願い申し上げます。

◎ 議案に対する質疑

○福井久男議長

これより質疑を開始いたしますが、通告はあっておりません。御質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

◎ 採 決

○福井久男議長

これより採決いたします。

まず、第21号議案を採決いたします。第21号議案は原案を可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、第21号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第22号議案を採決いたします。第22号議案は原案を可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、第22号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第23号議案を採決いたします。第23号議案は原案を可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、第23号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第24号議案を採決いたします。第24号議案は原案を可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、第24号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第28号議案を採決いたします。第28号議案は原案を可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、第28号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第1号から第20号議案 専決処分について一括して採決いたします。

以上の諸議案は、承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、第1号から第20号議案は原案のとおり承認されました。

◎ 追加議案上程

○福井久男議長

次に、本日追加提出されました第29号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてを日程に追加し、議題といたします。

本件は、地方自治法第117条の規定により除斥の必要がありますので、永沼彰議員の退席を求めます。

〔永沼議員退場〕

お諮りいたします。本議案は、議案の朗読、提案理由説明、質疑はこれを省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案の朗読、提案理由説明、質疑はこれを省略することに決定いたしました。

これより討論に入りますが、討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

◎ 採 決

○福井久男議長

これより採決いたします。

第29号議案は原案に同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、第29号議案は原案どおり同意することに決定いたしました。

永沼議員の入場を許可いたします。

〔永沼議員入場・着席〕

◎ 佐賀県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員選挙

○福井久男議長

次に、日程により、佐賀県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。佐賀県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員に、前田和馬氏、執行政利氏、陣内忠氏、白武正隆氏、以上4氏を指名いたします。

次に、同補充員に、第1順位、高嶋博文氏、第2順位に秋山勝美氏、第3順位に小森弘氏、第4順位に嘉瀬慶昭氏、以上4氏をそれぞれ指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました方々を、佐賀県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました方々が佐賀県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員に当選されました。

◎ 議決事件の字句及び数字等の整理

○福井久男議長

次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りいたします。

本臨時会において議案等の議決されましたその条項、字句、数字、その他整理が必要なときは、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ございません

か。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他整理は議長に委任することに決定いたしました。

◎ 閉 会

○福井久男議長

以上をもって議事の全部を終了いたしましたので、会議を閉じます。

佐賀県後期高齢者医療広域連合臨時議会を閉会いたします。

午後3時57分 閉 会

会議に出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 岸 川 学

議 会 事 務 局 副 局 長 石 橋 光

参 事 井 邊 正 文

書 記 中 原 賢 一

書 記 中 野 晃 一

書 記 野 田 大 介

書 記 増 田 有 希 子

書 記 稲 澤 庫 雄

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会臨時議長 栗山 紀平

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議長 福井 久男

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員 坂口 久信

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員 白武 悟

会議録調製者 岸川 学
佐賀県後期高齢者医療広域連合議会事務局長